

会則改正案

第一号議案

現状のPTA活動に即した内容への改正

第5条3②、第6条5②

役員選出管理委員会の書記と会計の選出を削除。

(理由) 現状、役員選出管理委員会の書記と会計は選出されていないため。

現会則	② 役員選出管理委員会は互選により、委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3名、 <u>書記（保護者会員）2名、会計（保護者会員）1名</u> を選出する。
改正案	② 役員選出管理委員会は互選により、委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3名を選出する。

第5条4①

学級PTA委員を学級委員1名のみに変更。

(理由) 現状、副学級委員長、広報委員、給食委員は選出されていないため。

現会則	① 各学級は <u>4名学級PTA委員（正・副学級委員、広報委員、給食委員）</u> を選出する。
改正案	① 各学級は <u>1名の学級委員</u> を選出する。

第5条4③

役員選出管理委員の選出について、「3学年を除く」追加。

(理由) 今年度から役員選出管理委員は3年生からの選出はないため。

現会則	③ 各学級は1名の役員選出管理委員を選出する。
改正案	③ 各学級は1名の役員選出管理委員を選出する。 <u>（3学年を除く）</u>

第6条1

学年委員を学級委員に変更。

(理由) 現状、学年での活動は行われてないため。

現会則	1 <u>学</u> 年委員会
改正案	1 <u>学</u> 級委員会

第6条1①②、第13条1

学級委員長を学級委員に名称変更。

副学級委員長、書記、会計の選出を削除。

G組の書記、会計の選出を削除。

(理由) 現会則では、各クラスに正学級委員長と副学級委員長を選出し、各学年ごとに正学年委員長と副学年委員長を選出することになっているが、現状は各クラスに学級委員1名のみを選出し、全学年の中から学級委員長1名と副学級委員長1名を選出しているため。

また、G組委員は書記と会計は選出していないため。

現会則	<p>① <u>各学年の正・副学級委員長</u>と担当の教職員会員で構成する。</p> <p>② <u>各正・副学級委員長</u>は互選により、<u>学年委員長</u>（保護者会員）1名・<u>副学年委員長</u>（保護者会員と教職員会員）2名、<u>書記（保護者会員）1名、会計（保護者会員）1・2学年は1名、3学年は2名</u>を選出する。</p> <p>G組の正・副委員長は、全学年中の互選により委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員）1～2名を選出し、<u>書記は委員長、会計は副委員長が兼任する。</u></p>
改正案	<p>① <u>各学級の学級委員</u>と担当の教職員会員で構成する。</p> <p>② <u>学級委員</u>は互選により、<u>学級委員長</u>（保護者会員）1名・<u>副学級委員長</u>（保護者会員と教職員会員）2名を選出する。G組の正・副委員長は、全学年中の互選により委員長（保護者会員）1名、副委員長（保護者会員）1～2名を選出する。</p>

第6条1③④

③「学年共通」を「学級共通」に変更。

④拡大学年委員会とPTA学年全大会を削除。

(理由) 現状、学年での活動は行われていないため。

現会則	<p>③ 子供たちに関する、<u>学年共通</u>の問題について話し合い、その解決と向上を図る。</p> <p>④ <u>学年委員長は必要により、学年の学級委員を対象とする拡大学年委員会と、学年の全学級によるPTA学年全大会を開くことができる。</u></p>
改正案	<p>③子供たちに関する、<u>学級共通</u>の問題について話し合い、その解決と向上を図る。</p>

第6条2、3

広報委員と給食委員の削除。

(理由) 現状、広報委員と給食委員の選出は行われていないため。

この削除に伴い、4地域委員会と5役員選出管理委員会の項順を繰り上げる